

公有財産使用申請書

令和●年●月●日

神戸市交通事業管理者 宛

申請者

住所

氏名

印

生年月日

年

月

日

電話番号

()

下記物件を使用いたしたく申請します。

なお、申請者は、神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）【裏面に抜粋記載】第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記事実の確認のため、申請者の個人情報が警察等関係期間に提供される場合があることを承諾します。

1. 公有財産の名称	市営地下鉄（西神・山手線）三宮駅
2. 所 在	神戸市中央区北長狭通1丁目
3. 数 量	●.●㎡
4. 使 用 料	●●●●●円（税抜） ※電気使用料は別途
5. 使 用 目 的	現金自動預払機の設置
6. 使 用 期 間	令和7年●月●日～令和13年3月31日
7. 備 考	
8. 申 請 の 種 類	☒ 行政財産使用許可 ☐ 普通財産借受 ☒ 新 規 ☐ 継 続

【神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）抜粋】

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第4条 管理者は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、神戸市行財政局長を通じて本部長に対し照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 行政財産の使用許可に関連して次に掲げる者

ア 公有財産管理規程第10条に規定する使用申請書を管理者に提出した者

イ 管理者が行政財産の使用許可を決定した場合にあっては、当該使用許可に係る使用者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる者

(7) 行政財産の使用許可に係る手続についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(4) 使用許可をした行政財産についての占有者その他の関係者

(4) 省略

(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として管理者が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら当該事業者の下請負又は再委託等を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

神交営第 号
令和 ● 年 ● 月 ● 日

行政財産使用許可書

様

神戸市交通事業管理者

令和 ● 年 ● 月 ● 日付で申請がありました本市の行政財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づいて下記の条項により許可します。

記

（使用を許可する財産の表示）

第1条 使用を許可する財産（以下「使用財産」という。）は、次のとおりとする。

名 称	市営地下鉄（西神・山手線）三宮駅
所 在	神戸市中央区北長狭通1丁目
目 的	現金自動預払機設置
面 積	●.●㎡
使用部分	別紙「駅別設置場所図」のとおり

（用途）

第2条 使用者は、使用財産を公有財産使用申請書に記載の使用目的のとおりにのみ使用しなければならない。

（使用期間）

第3条 使用期間は、令和●年●月●日から令和13年3月31日までとする。

（使用料及び延滞金）

第4条 使用料および使用料の納期限は別表1のとおりとする。また、使用料は別途発行する請求書に基づき納付しなければならない。ただし、使用許可の期間中であっても、使用料が不相当と認められるに至ったときは、使用料を改定するものとする。

2 納期限までに使用料を支払わないときは、納期限の翌日から納入した日までの期間について、年14.6%（当該納付期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、年7.3%）の利率で計算した延滞金を支払わなければならない。

3 当分の間、本条に規定する延滞金の年14.6%及び7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とする。

（保管義務）

第5条 使用者は、使用財産を常に善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

（指定用途の遵守）

第6条 使用者は、使用財産を第2条に指定する用途以外に使用してはならない。また、使用財産の使用に係る特記事項は別表2に定めるものとし、遵守しなければならない。

（修繕・模様替等）

第7条 使用者は、自己の費用で使用財産の修繕・模様替等その他現状を変更しようとするときは、事前に書面により神戸市交通事業管理者の許可を受けなければならない。

（使用権の譲渡・転貸の禁止）

第8条 使用者は、使用する権利を第三者に譲渡し、又当該使用財産を第三者に転貸してはならない。

（暴力団等に対する除外措置）

第9条 神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者は同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当してはならない。

（使用許可の取消し又は変更）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は変更することができる。ただし、この場合に使用者に損失が生じても市はその補償をしない。

- (1) 本市が使用財産を公用、公共用その他必要とするとき。
- (2) 使用者が許可条件に違反したとき。

（経費の負担）

第11条 使用者は、使用財産の維持・保存のため通常必要とする経費のほか、使用財産に附帯する電話・電気・ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費または別に算定した額を負担しなければならない。

（原状回復）

第12条 使用者は、使用期間が満了したとき又は第10条の規定により、使用許可を取り消されたときは、自己の負担により神戸市交通事業管理者が指定する期日までに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、神戸市交通事業管理者は使用者の負担でこれを行うことができる。この場合、使用者は異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第13条 使用者は、その責に帰する理由により、使用財産の全部又は一部を滅失若しくはき損したときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用財産を原状に回復したときはこの限りでない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第14条 使用者は、使用財産に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求することができない。

（実地検査等）

第15条 神戸市交通事業管理者は、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第16条 本許可の条項に関し、疑義のあるとき、その他使用財産の使用について疑義を生じたときは、すべて神戸市交通事業管理者の決定によるものとする。

（不服申立の教示） この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、処分があった日から起算して1年を経過する日をもってその権利を失うものとする。

（取消訴訟の提起に関する事項の教示） この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6カ月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市交通事業管理者）を被告として提起することができる。ただし、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決のあった日から起算して1年を経過する日をもってその権利を失うものとする。

（別表１）使用料及び納入期限（第４条関連）

使用料			納入期限				
固定使用料	●●●●●●●●	円	令和●	年	●	月	● 日

■固定使用料内訳

項目	月当り使用料		数量	単位	月数		金額	
基本使用料	●●●●●●●●	円	1	区画	●	ヶ月	●●●●●●●●	円
電気使用料	5,500	円	1	台	●	ヶ月	●●●●●●●●	円
					合計		●●●●●●●●	円

（別表２）特記事項（第６条関連）

- （１）ＡＴＭに関する維持管理作業を行う際は、周囲等の安全に配慮すると共に通行人等の妨げにならないように注意をすること。また、維持管理におけるゴミ等については持ち帰ること。（共同のゴミ庫及び駅構内のゴミ箱を使用しないこと。）
- （２）ＡＴＭ等にかかる物品等の損害については、神戸市交通局は一切責任を負わない。
- （３）ＡＴＭ等に関する事故・苦情等については、すべて使用者の責任において対応すること。
- （４）駅構内（改札内）への入退場については、駅係員の許可を得ること。